

# 沿革

1972(昭47)年	1月	第68回国会冒頭の外交演説において、福田外務大臣(当時)が大規模な基金を有し、かつ強力な実施組織を備えた文化交流機関「国際交流基金」設立の構想を発表
	6月	国際交流基金法公布、施行
	10月	国際交流基金(英文名称: The Japan Foundation)が外務省所管の特殊法人として発足
1989(平成)年	7月	日本語国際センター開設(海外日本語教師の研修、教材開発、日本語教育に関する情報交流などの事業を実施)
1990(平成2)年	1月	ASEAN文化センター開設(ASEAN諸国の文化紹介事業を実施) 1995(平成7)年10月 アジアセンターに改組
1991(平成3)年	4月	日米センター開設(日米両国の各界各層の対話と交流を促進し、世界的視野に立った協力体制の構築を目的とした事業を実施)
1997(平成9)年	5月	関西国際センター開設(海外で多様化する日本語学習ニーズに対応するため、専門別の日本語研修や学習奨励研修などの事業を実施)
2002(平成14)年	12月	独立行政法人国際交流基金法公布、施行
2003(平成15)年	10月	独立行政法人国際交流基金(英文名称に変更なし)に組織変更

## 独立行政法人とは

独立行政法人制度とは、各府省の行政活動から政策の実施部門のうち、一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とする制度。

具体的には、外務大臣が業務の運営において達成すべき中期目標を定め、独立行政法人国際交流基金はその目標を達成するための中期計画を策定し、その計画に沿って業務を実施する。事業実績は外部の専門家等で構成される外務省の評価委員会によって評価される。こうした目標、計画、評価結果についてはすべて一般公表の対象となる。

# 設立の目的

独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行なうことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。【独立行政法人国際交流基金法第3条】

# 主要業務

## 1. 文化芸術交流

美術、舞台、映像・出版など芸術分野での国際交流事業や共同制作、人や暮らしにかかわる様々な分野の国際文化交流事業を推進。

## 2. 海外における日本語教育

諸外国の日本語教育機関に対する専門家派遣、現地日本語講師の養成など、海外で日本語を学ぶ人々や教える人々に対する学習・教育環境の整備拡充を促進するための支援事業を推進。

## 3. 日本研究・知的交流

海外における日本理解の基礎となる日本研究を促進するためのフェローシップ供与や高等教育機関に対する支援事業、世界や地域の共通課題への理解を深め、解決に向けて共同で取り組む知的交流事業を推進。